

平成30年度 幼稚園保育料について

幼稚園の保育料は世帯全員の町民税額及びお子さんが第何子に相当するかで決まります。毎年4月分から8月分までは前年度分、9月から3月分は当年度分の町民税額を参照します。毎年9月に切り替え作業を行い、年度当初から変更のある方にはその都度お知らせをしています。

区分	定義	保育料(月)		
		第1子	第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	3,000円	0円	0円
	(ひとり親世帯等)	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割課税額1円以上77,100円以下世帯	5,500円	2,160円	0円
	(ひとり親世帯等)	2,160円	0円	0円
第4階層	市町村民税所得割課税77,101円以上211,200円以下世帯	5,500円	2,160円	0円
第5階層	市町村民税所得割課税211,201円以上	5,500円	2,160円	0円

多子算定基準(第何子に相当するか)

- ◆第4階層、第5階層・・・小学校3年生から現に扶養する子どもを数える
ex) 小学4年の兄がいる年中児は、年中児を第1子と数える
- ◆第2階層、第3階層・・・現に扶養する子どもを数える
ex) 小学4年の兄がいる年中児は、小学4年の兄を第1子と数え、年中児を第2子とする
- ◆階層に関わらず、現に扶養する子どもの中で上から3番目の子どもを第3子とする